

## 平成29年度 山口県養護教諭会活動方針

養護教諭は、明治38年「学校看護婦」として初めて採用されたことに始まり、その後「養護訓導」から「養護教諭」と名称変更されてから、74年目を迎えました。その職務は「養護教諭は児童生徒の養護をつかさどる」(学校教育法)と規定され、養護教諭は、子どもたちの健康問題の多様化・複雑化に適切に対応すべく研鑽を積み、子どもと真摯に向き合い、職の専門性を発揮しながら教育実践を展開して参りました。

また、それらの実践が、中央教育審議会答申(平成20年)や「学校保健安全法」(平成21年。以下「法」)において、養護教諭の職務や役割として明確に位置づけられ、養護教諭には学校保健活動の中核としてその能力を発揮することが期待されています。

本会は昭和27年に養護教諭の職の教育研究団体として発足しました。養護教諭の資質の向上と、学校保健の推進に寄与することを目的として活動を始め、64年目を迎えます。諸先輩方が積み重ねてこられた実践の成果を踏まえ、養護教諭への期待に応えるためにも、さらに研鑽を積み、資質の向上を図り、専門性の確立に一層尽力していきます。

本年度は、引き続き子どもたちのいのちと健康を守り育てるための、基本的なスキルアップ研修のほか、調査研究活動では、現代的な健康課題への対応を目指した「養護教諭からみたメディアと子どもの健康問題」の成果をまとめることとしています。また、新規採用者、臨時採用者を含む若年経験養護教諭のサポートに向け、より一層の研修の充実を図っていきます。

さらに、法(施行規則)の一部が改正され、子どもたちの成長発達を踏まえた健康診断及び事後措置等の適正かつ円滑な実施、保健管理等の充実が期待されています。こうしたことから、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の連携をより深めていき、養護教諭の職の団体として、組織力の一層の強化を図っていきます。

### 1 目的

養護教諭の資質の向上を図り、学校保健の推進に寄与する。

### 2 事業内容

#### (1) 研修事業

養護教諭研修会、養護教諭研究協議大会、等

#### (2) 研究調査事業

調査研究活動「養護教諭からみたメディアと子どもの健康問題」(4年次)  
養護教諭に関する調査

#### (3) 研究成果刊行事業

研究集録「のぞみ」第61号の発刊

#### (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

HP「なつみかん」の保守・更新  
会報「Yogo Teachers in 山口」の発行  
会の紹介リーフレット(29年度版)の発行 等

### 3 活動方針

- (1) 養護教諭の職務に関する基本的・専門的な知識・スキルの習得につながる研修会の企画運営をめざす。
- (2) 研究調査活動を通して、養護教諭の専門性と独自性を探求し、資質の向上を図るとともにその成果を成果物として発行する。
- (3) 広報活動の充実により、情報発信と実践知・研究知等の共有化に努める。
- (4) 養護教諭にかかわる諸問題の改善に努める。
- (5) 養護教諭のネットワークの推進と組織力の充実を図る。